

TKCモニタリング情報サービス通信

金融庁による監督指針改正への対応に、
TKC会員事務所が提供する情報が役立ちます！

地域中小企業の健全な成長・発展に向けて 経営者保証ガイドライン3要件へ対応できる TKC会員事務所が行う業務のご紹介



経営者保証ガイドライン3要件 (主たる債務者および保証人向け)

- ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ②財務基盤の強化
- ③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保



TKC会員事務所が行う業務

- ①税理士法33条の2に基づく添付書面
②中小会計要領チェックリスト
- ①財務経営力の強化支援(自計化・経営助言)
②経営改善計画策定支援(ポスコロ・405)
- ①決算書・試算表等の定期的な提供
②決算書・試算表等のデジタル送付
(TKCモニタリング情報サービス)

出典:TKC全国会中小企業支援委員会作成資料を一部編集

- 埼玉りそな銀行福岡総社長とTKC全国会坂本孝司会長による対談 … 4
- 東京信用保証協会とのトップ対談 … 10
山本隆理事長／TKC東京5会
- 攻めの営業と“会計”の活用で堅固な経営基盤を構築する … 12
株式会社常盤工業／兵庫太和税理士法人
- 金融機関アンケート結果報告 … 15

令和5年版「TKC経営指標(BAST)」のご案内

収録企業は25万社超・1175業種！世界に類例のない経営指標

新機能 「変動損益計算書」で2期比較、3期比較が可能になります

TKC会員(税理士・公認会計士)は経営者に「※365日変動損益計算書」の活用を促し、正確な状況把握と迅速な意思決定を支援しています。経営者と金融機関、TKC会員が一体となり、企業の付加価値(限界利益)向上を目指すため、当機能をぜひご活用ください。

※TKCシステムに搭載している「365日変動損益計算書」では、1年365日にわたって、前年同日の売上高・変動費・限界利益・固定費(労働分配率)・経常利益との比較分析ができます。当機能は、経営者が経営判断に必要な情報を瞬時に提供します。

自社の商品・サービスが顧客や市場に評価された結果。
(経営者の「戦略家」としての成績表)

儲けの範囲に抑えて、経費をコントロールできたかどうか。
(経営者の「管理者」としての成績表)

FXクラウド「365日変動損益計算書」

「TKC経営指標(BAST)」と「TKC月次指標(月次BAST)」

—— 高い精度と速報性を持つ中小企業の経営成績を提供

「TKC経営指標(BAST)」は、TKC会員の顧問先企業の経営成績と財政状態を分析したものです。

TKC会員事務所が毎月継続して実施した巡回監査と月次決算により作成された会計帳簿を基礎とし、そこから誘導された決算書(貸借対照表及び損益計算書)を取録データとしています。

これだけの精度と速報性を持つ中小企業の経営指標は、世界にも類例がなく、税務当局、金融機関等から高く評価されています。また、2021年5月には「TKC月次指標(月次BAST)」の提供を開始しました。月次BASTは、TKC会員の顧問先企業25万社超の最新の「月次決算データ」を基にした今までにない統計資料で、地域経済の動向や変化をタイムリーに把握することができます。

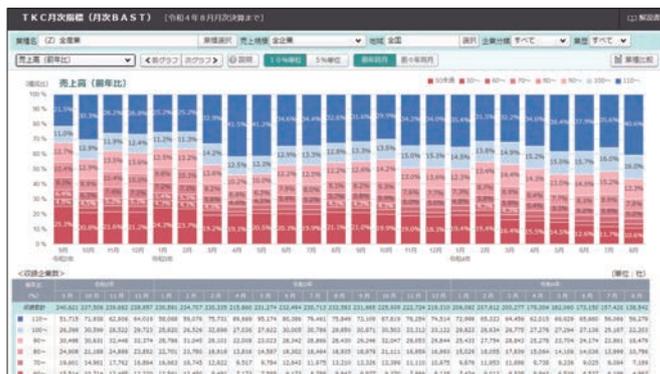
なお、当指標は、TKCグループホームページからユーザ登録いただければ、どなたでも無料でご利用いただけます*。

*同業他社のご利用はお断りする場合がございます。

「TKC月次指標(月次BAST)」>>> <https://www.tkc.jp/tkcnf/bast/monthly/>

「TKC経営指標(BAST)」

「TKC月次指標(月次BAST)」



出典：TKC会員事務所の業務のご紹介

●お問い合わせ先

いまこそ経営者保証ガイドラインを 踏まえた金融機関との連携を

金融機関が中小企業に融資する際に、経営の規律付けや信用補完の観点から経営者の個人保証（経営者保証）を徵求する伝統的実務が存在する。他方、経営者保証は、創業やスタートアップ、積極的な事業展開、円滑な事業承継、早期の事業再生などの阻害要因となっている。そこで、経営者保証に依存しない金融実務の確立を目指し、2013



経営者保証に関するガイドライン
研究会座長・弁護士

小林信明

な融資は存在する。ただ、金融機関のなかには従来の伝統的な実務を無条件に踏襲して安易に経営者保証を求めている事例もあり、経営者保証に依存しない融資の実務慣行の確立のさらなる加速化が必要となっている。

このような問題意識を背景に、昨年12月23日に金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正がなされた。そこでは、金融機

関に対し、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させることを求め、融資の際には、「なぜ保証を求める場合には、「なぜ経営者保証が必要なのか」ともに、「どうすれば経営者保証を解除できる可能性が高まるか」を真摯に検討したうえで中小企業に説明し、この問題について中小企業と対話することを求めている。これにより、金融機関は経営者保証問題について中小企業と積極的な対話をする実務を確立することが期待される。この対話においては、ガイドライン上の経営者保証を解除するための三要件、すなわち①法人と経営者との明確な区分、②財務基盤の強化、③

明性確保、に関する問題点や不足点が議題になるものと思われる。

経営者保証を解除するためには、中小企業の自覚と行動がなによりも重要であるが、中小企業だけでこれを行うには限界がある。中小企業の身近な財務アドバイザーとして税理士等の専門家の支援が欠かせないのである。具体的には、税理士として、中小企業への指導・監査、中小会計要領への準拠や書面添付制度の活用、モニタリング情報サービスの活用などが重要となると思われる。なお、昨年12月、中小企業庁は、収益力改善実務指針（「実務指針」）を発表した。これは、経営者保証の有無にかかわらず、中小企業の持続的発展のために、中小企業の収益力にかかわる問題点（上記ガイドライン上の三要件と類似する）の改善について金融機関や税理士等の専門家による支援の実務指針を具体的に示したものであり、今後の活用が期待されている。

経営者保証の解除や、より根源的には中小企業の持続的発展のために、税理士の皆様方には金融機関と連携をしつつ、中小企業の身近な財務アドバイザーとして主導的な役割を果たしていただくことを期待したい。

年に経営者保証ガイドライン（ガイドライン）が策定された。爾後、関係者の努力によって、金融機関の無保証融資が増加している。しかし、金融機関全体として、未だ十分な成果があがっていないとは言いがたい。もとより、中小企業といっても、その事業規模・財務基盤・法人と経営者との区分の程度などが様々であり、経営者保証が必要

適時適切な情報開示等による経営の透

中小企業金融のパラダイムシフトを迎え 地元企業を共に応援したい

経営者の個人保証に依存しない融資の推進にTKCモニタリング情報サービスや書面添付も積極的に活用して取り組んできた埼玉りそな銀行。そのトップの福岡聡社長とTKC全国会坂本孝司会長が、4月から適用開始される金融庁による監督指針改正や中小企業支援における連携等をテーマに語り合った。

◎司会／本誌編集長 石岡正行（TKC関東信越会）

■とき…令和5年3月13日（月）

■ところ…埼玉りそな銀行本社

「銀行の常識は世間の非常識」の視点で お客さま目線の改革に挑戦

坂本 埼玉りそな銀行さまとは2018年に池田一義社長（当時）と対談させていただきました。そのときも地域のTKC

会員との連携に基づく経営者保証を免除する先駆的な取り組みについてのお話を伺い、大変インパクトがありました。今日は福岡社長とお話しする機会をいただき嬉しく思います。

福岡 本日は編集長である石岡先生も

お見えですが、TKC関東信越会埼玉3支部の会員先生方には常日頃から大変お世話になっております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

——はじめに、福岡社長が埼玉りそな銀行の前身の埼玉銀行に入行された経緯やこれまでのご経歴をお話しいただけますか。

福岡 私は1965年に埼玉県で生まれ、そのまま埼玉の中学、高校へ進みました。大学は東京でしたが地元埼玉ですと育った人間ですから、就職の際も「元の役に立ちたい」という思いでした。入行後は、2003年の埼玉りそな銀行設立の準備委員や支店での営業、本部での人事、融資企画など様々な仕事に携わってきました。2015年からりそな



対談

福岡 聡

埼玉りそな銀行社長

Photo：中島淳一郎



巻頭

坂本孝司 TKC全国会会長

するか」に徹底してこだわり、銀行の従来の枠にとらわれずに大胆な変革に挑戦しなさいとのメッセージでした。

そもそも当社は、その設立にゆかりのある渋沢栄一翁が「道徳経済合一」（社会道徳と経済は両立しないとけない）を理念として掲げた銀行です。その理念、初心を見失ったがために「りそなショック」を起こしたという反省もあります。我々はお客さま目線という初心にこだわり、そのための変化を恐れない組織でありたいと思います。

坂本 口で言うのは簡単ですが、組織の変革を行うのは容易ではありません。それが企業文化として根付いているのはすばらしいと思います。そうした風土が、全国から注目を集めた経営者保証に依存しない融資慣行の定着に向けた先駆的な取り組みや、コロナ禍でのいち早い融資、伴走支援につながっているのではないのでしょうか。

福岡 ありがとうございます。中小企業の経営支援は地域の雇用にも直結します。中小企業経営者は様々な「こまりごと」を抱えておられます。地元埼玉を元気にしていくため我々にできることは何かを常に考え、行動したいと思います。

グループ全体の財務を担当した後、2020年に社長に就任しました。

——ちょうどコロナ禍が始まる多難なときに社長に就任されたわけですが、地域のトップバンクとして中小企業支援にどう取り組まれましたか。

福岡 コロナ禍など非連続の変化が当たり前のようになり始める時代ですから、大切なのは「今を乗り切る」とともに「将来に備える」という両面を踏まえた支援です。具体的には、2020年8月に融資部にいち早く経営改善のチームを編成して資金繰り需要に応える「今を乗り切る」お手伝いを行うとともに、いざれ返済が始まりキャッシュ・フローの流れも変わるわけですから、「将来に備える」

ために経営の構造転換、体質強化を後押ししてきました。引き続きその両面を重視して、中小企業のお客さまに伴走してまいります。

坂本 御行は、店舗窓口を17時まで延長されるなど、利用者目線に立った色々な取り組みを進めておられますね。

福岡 2003年の当社開業年に起きた「りそなショック」の反省から、お客さま目線の改革を試みてきました。当時、その先頭に立たれていた細谷英二りそなホールディングス会長からは「銀行の常識は世間の非常識」とことあるごとに言われました。我々はサービス業であり、「お客さまがあつてこそ成り立つ仕事」ということです。「お客さま目線で何を

経営者保証に依存しない融資慣行の定着は 中小企業金融におけるパラダイムシフト

——この4月から金融庁による監督指針改正（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）等の一部改正の適用が開始されますが、坂本会長は金融庁の伊藤豊監督局長と先般対談されています（『MIS通信』Vol.56）。

坂本 伊藤監督局長との対談では、今回の金融庁による監督指針改正の狙いと正確にお伺いするとともに、TKC全国

会は金融機関の皆さまが監督指針改正に適切に対応できるようにご協力し、共に中小企業支援に伴走していきたいと申し上げました。要は御行が精力的に取り組みまれてきたように、経営者保証を必要としない立派な経営者

あるいは会社となるように、外部専門家である税理士の立場から金融機関の皆さまと手を携えながらその支援に取り組みでいきたいといったお話をさせていただきました。

福岡 対談記事は私も読ませていただきました。なぜ今「経営者保証に関するガイドライン」の推進が言われているか。銀行は、企業の創業、成長、事業承継、再生等の各ステージにおいて、必要でない保証をいただいで、挑戦するお客さまの足かせとなつてはいけなわけです。

これまでは経営者保証を取ることがスタンダードだったのが、今後は経営者保証を取らないことがスタンダードになっていきます。坂本会長は中小企業金融のコペルニクスの転換と表現されていますが、まさに金融機関にとって中小企業金融におけるパラダイムシフトを迎えていると認識しています。

銀行はサービス業であって、「銀行の常識は世間の非常識」であってはなりません。我々の役割は地元中小企業の挑戦する土壌を作ることですから、不要な個人保証は外して、個人保証が必要なきは具体的に何が不足しているのかをきちんと説明していくことが求められます。

そうした取り組みが企業にとって次なる成長へとつながると理解しています。

当社にとってその取り組みは、TKC会員の皆さまとのコミュニケーションをより深めながら融資先企業の実態をよく把握し、良い企業となるように伴走支援していくことだと考えています。この実践が今後の当社の銀行としての生命線、主力の業務になっていくと捉えています。

坂本 現在、全国20のTKC地域会では地元金融機関トップの方との対談や実務者の方々との協議を実施しております。その中で特に強調してお伝えしているのは、今回の監督指針改正に伴いTKC全国会が提唱している運動の目的は、経営者保証を外すことではなく、金融機関の皆さまと一緒に良い企業を作っていくという点です。今回の監督指針改正を契機に、地域中小企業支援という共通の目的を持つ金融機関と税理士のより実質的な連携が全国で進むことを期待しています。

福岡 同感です。銀行も税理士の先生方も、中小企業のお客さまに良くなつてもらいたい。我々の目的は一緒ですよ。経営者保証に依存しない融資の定着を目指す中で、経営者ご自身が、個人保証の



必要のない企業へと発展、成長していくためには銀行の取り組みだけで十分とは言えません。また、経営者保証を企業の成長の足かせとなっていると捉える金融機関が増えている一方、旧態依然に担保や保証が重要と捉えている金融機関が存在することも事実です。両者では地域におけるプレゼンスそのものが大きく違ってきます。今回のパラダイムシフトがスタンダードになるという認識の形成のためにも中小企業の最も身近な相談相手である税理士の皆さまと一緒に取り組んでいきたいと思っています。

「記帳適時性証明書」・書面添付・MISによって経営者保証解除率45・9%を実現

—— 御行の2022年度上期の経営者保証なしの融資割合は45・9%と、全国の銀行の平均値(33・1%)と比べて非常に高い比率です。

福岡 経営者保証に依存しない融資慣行は定着しつつありますが、平均よりも高いことが必ずしも本来保証が必要のないお客さまから取っていないという証明にはなりません。今後さらに一歩踏み込んだ対応も検討していきます。

坂本 経営者保証に依存しない融資に先陣を切って取り組み、なおかつ現在過半数近くまで経営者保証を取らない融資を実行されているのは画期的だと思います。

福岡 やはり大きいのは2018年4月から、「TKCモニタリング情報サービス(MIS)」・TKC会員事務所から提供される「記帳適時性証明書」・書面添付を要件として経営者保証を解除する取り組みを開始したことです。また、内部では「経営者保証ガイドライン」の3要件(①法人と経営者との関係の明確な区分・分離②財務基盤の強化③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保)に沿ったチェックリストや経営者への説明マニュアル等を整備しました。その積み重ねと目利き力の向上に努め、経



司会／本誌編集長 石岡正行

営者保証を取らない融資の定着に向けて取り組みできました。

坂本 ガイドラインの3要件について、我々税理士は、公私混同をしているような経営者がいたときに、「そんな経営者をしては会社は発展しない」と経営者の意識を変えるように指導し、具体的な記帳の状態などは「中小会計要領チェックリスト」等や、最終的には税務申告時に書面添付によって記載することができず。また、MISによって業績が良い時も悪い時も全てを金融機関に情報開示していくことが大切だと日頃から経営者に伝えていきます。こうしたことを経営者に伝えていきます。こうしたことを経営者に保証に依存しない融資に役立てていただきたいですし、金融機関からも同じように経営者に伝えてくれると有り難いです。特に、「悪い数字であっても毎月正しい数字を開示してくれるのは有り難い」という姿勢で真面目な経営者を応援していただくと、とても励みになると思います。

福岡 仰る通りです。経営者の方から金融機関が「良くない数字を出したら何か言われるかもしれない。それなら隠しておこう」と思われる存在だとしたら、それは信頼関係が築けていないことの裏返しでもあります。経営が厳しいときこ

一緒に考えていく。経営者から最も頼りにされている税理士の皆さま方と連携し、金融機関が同じ方向を向いているのがあるべき中小企業支援の在り方だと感じます。

我々が特に有り難いと感じているのは、MISのように、まずその財務情報が信用でき、過去のデータや同業他社比較などで経営の課題が「見える化」されることです。金融機関はそれをもとに企業により具体的な打ち手を提案することができ、圧倒的に改善のスピードが速い。当社では社内会議で「TKC月次指標（月次BAST）」等も活用させていただいています。情報の質と量、スピード、同業他社比較など大いに役立っています。

「365日変動損益計算書」を経営に役立て 一社一社の付加価値を高めよう

——福岡社長から「TKC月次指標」のお話がありました。令和4年版の『TKC経営指標（BAST）』（2頁参照）から優良企業の定義が変更されたことについて、坂本会長からお話いただけますか。

坂本 新しいBASTにおける優良企

業の定義のポイントは付加価値（限界利益）と自己資本比率ですが、企業経営の業績管理、経営に役立つ最強のツールが「365日変動損益計算書」です。365日変動損益計算書は、飯塚真玄TKC名誉会長が社長在任中に連続増収増益を達成し、自己資本比率を高めた際に徹底活用されました。同じ企業経営者に活用頂きたいという思いから、365日変動損益計算書の画面や経営改善のヒントとなる視点を盛り込んだ下敷きを配布しております。これまでのコストカット経営といった発想ではなく、365日変動損益計算書に基づいて経営者とTKC会員が経営について共に考える。TKC全国会の運動方針にも掲げているように、そうした一社一社の黒字化支援、そして優良企業育成への取り組みを通じて企業の付加価値向上を図っていきます。それが経営者保証に依存しない融資ができる企業の育成とも通じます。

福岡 この下敷きを拝見し、我々の考えている方向もまさに同じであると感じます。コストカットによる日本経済の成長はもはや望めないし、通用しません。今後より一社一社の収益を高めるといふ付加価値、そして価値の創造に向かう必

要があります。そのために、銀行はどちらかというと損益計算に基づく分析が多かったのですが、最近はキャッシュ・フローとバランスシート、特にエクイティをよく勉強するように言っています。中小企業のお客さまに本気で伴走支援していくなら、今お話しいただいた変動損益計算等の会計の学びは我々にとっても欠かせないものです。

坂本 そのように中小企業の現場を、会計を含めてよく承知していただくのは有り難いことです。

——365日変動損益計算書はTKCの自計化システム（FXシリーズ）に標準搭載されています。経営改善のヒント、今後の成長の種を見つけるのにも活用でき、経営者と金融機関、私ども税理士、TKC会員の3者が「付加価値（限界利益）を高める」というベクトルを合わせることにつながると思います。

地元中小企業を良くするという共通目的に 向かつて手を携えよう

——「経営者保証ガイドライン」では経営者保証解除の要件を満たすための検証に税理士、公認会計士等の外部専門家

の活用が示されています。税理士の独立性が関わるものですが、坂本会長は昨年『職業会計人の独立性』（TKC出版）を上梓されました。

坂本 アメリカの公認会計士150年の歴史をひもとき独立性の概念の生成を研究しました。日本の税理士は独立性堅持が課せられており、要はお金儲けのために魂を売ったらおしまいということです。

福岡 上場企業のガバナンスは社外監査役の意見等で担保されますが、中小企業の場合は、顧問税理士が社外取締役でもあり社外監査役でもあり、また決算書の正確性を証明する上で大切な意見を書かれる方。そういうステークホルダーとしての重要な役割をお持ちだと思います。

坂本 私は海外の中小企業金融の研究もしてきましたが、ドイツやアメリカでは融資に関する決算書の信頼性はその企業に關与する税理士や会計士で判断することが慣例であるとの文献を見つけました。やはりそうかと腑に落ちました。企業の実態を明らかにするのはやはり会計です。数字でその企業の全てが分かるわけではありませんが8、9割は分かる。そして福岡社長が先ほどおっしゃったように、数字が信じられるものでない

と経営改善支援等にもつながりません。

TKC会員事務所では、関与先企業への月次巡回監査実施後は、その監査したデータの週及処理は禁止され、訂正する場合はその履歴が残るトレーサビリティが確保されたシステムを用いて企業に関わっています。MISによる信頼性のあるデータを皆さまと企業の「情報の非対称性」解消に役立てていただくとともに、顧問税理士にも注目してほしいと思います。

福岡 我々にとつて取引先へ経営改善を促す前提となる財務情報の正確性を確認するために時間を要していたら、変化の激しい今の時代、致命傷になりかねません。MISによる信用できる正確な財務情報の提供は本当に有り難く、とりわけ月次試算表は重宝しています。

——最後にあらためて税理士、TKC会員へのメッセージをお聞かせください。

福岡 経営者の「こまりごと」は複雑で多岐にわたり、その難易度も上がっています。従来の経営者対銀行、あるいは経営者対税理士の先生といった一対一の関係性よりも、会社を取り巻くステークホルダーが手を携えて、同じ方向に向かっていかなければ、厳しい経営環境にある地元中小企業を支えられません。「経

営者保証ガイドライン」の推進を含め、ガバナンスがしっかりした良い企業となるように、税理士の先生方とのコミュニケーションをさらに深めたいと考えています。

坂本 ありがとうございます。ガイドラインの3要件である、言わば公私混同しない、利益を上げることに取り組み、自社の情報をいつでも開示できるという経営者が増えると、地域の未来、日本の未来は明るいと思います。御行にはその先陣を切っていただいておりますが、これからも中小企業支援という共通の目的に向かい、また福岡社長がおっしゃる中小企業金融のパラダイムシフトの中で、税理士の役割を果たしていきたいと思えます。

（構成／TKC出版 内藪寛仁・清水公一朗）

福岡 聡◎ふくおか・さとし

1965年、埼玉県北埼玉郡騎西町（現・加須市）生まれ。89年早稲田大学政治経済学部を卒業し、埼玉銀行（当時）入行。2004年、企画部次長。05年、経営管理部グループリーダー。08年、鶴ヶ島支店長。10年、経営管理部グループリーダー。13年、営業サポート統括部長。15年りそなホールディングス財務部長、18年同取締役兼代表執行役財務部担当。20年4月から現職。

東京信用保証協会・山本隆理事長とのトップ対談

■とき：令和5年3月9日(木)

■ところ：東京信用保証協会本店

データ改ざんの余地がなく情報開示の即時性がMISのメリット。利用社数増加を期待

松本 昨年の3月9日に「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結して、ちょうど1年になりました。本日は面談のお時間をいただき、ありがとうございます。覚書を締結後の昨年4月にTKCモニタリング情報サービス（以下、MIS）の利用を開始いただいています。貴協会での評価はいかがでしょう。

山本 MISで提供される財務情報はTKC会員の巡回監査に基づいていますので、非常に信頼性が高いと認識しています。決算書等提供サービスは、国税庁に電子申告したデータをそのまま提供いただくので改ざんの余地がありません。情報開示の即時性という面においても優れた仕組みです。非常に大きなメリットを感じながら、利用しています。

松本 MISを高く評価していただき、ありがとうございます。

山本 当協会には金融支援と経営支援という二つの柱があります。金融支援では、DXに力を入れていまして、すでに信用保証書の電子化と信用保証の申込手続の電子化を開始しています。DXの推進によって、中小事業者へ金融支援を届けるまでの期間を短縮しています。また、経営支援では小さな予兆を見逃さずに、早期に有効な支援策を打っていくことが何よりも大切です。中小事業者に継続的な金融支援・経営支援を提供していく上で、MISの存在感は高まっていくと感じています。TKC会員の皆様には、MISの利用社数の増加を期待しています。

405事業やポストコロナ事業における事業者の自己負担分を補助する独自事業を実施

鈴木 TKC会員はポストコロナ持続

出席者（敬称略）

■東京信用保証協会

理事長 山本 隆

業務総轄部長 有竹博史

■TKC東京5会（東・東京会、東京都心会、

東京中央会、城北東京会、西東京山梨会）

TKC全国会副会長 松本憲二

TKC全国会中小企業支援委員会副委員長 鈴木信二

TKC首都圏統括センター長 角能一徹

的発展計画事業（以下、ポストコロナ事業）にも力を入れていきます。貴協会は「経営サポート会議」（次頁）の開催を要件として、ポストコロナ事業における事業者の自己負担費用を補助する事業を実施していますね。

山本 はい。405事業やポストコロナ事業において事業者の自己負担分を補助する「経営改善計画策定支援費用補助事業」（次頁）を実施しています。税理士の方々には税務の専門家としてだけでなく経営支援にもノウハウをお持ちで、認定支援機関として活動されています。そういった税理士の方々と連携したいと考えている中で「経営サポート会議」の開催数が増えてきており、各支店においてきめ細かく対応しているところです。また、経営



東京信用保証協会山本理事長（左から2人目）から左へ有竹業務総轄部長。
右へTKC全国会松本副会長、鈴木中小企業支援委員会副委員長

改善計画という成果物を作ることが目的ではなく、事業者が税理士との対話を通じて、経営改善のヒントを見つけるといったプロセスが大事だと捉えています。同時に、経営改善計画は実行されなければ意味がありません。当事業の実施を通じてそのような機会を提供したいと考えています。

書面添付等で担保した信頼性の高い決算書が経営者保証に依存しない融資の支えに

松本 経営者の個人保証に依存しない融資慣行がどう定着していくのか、注目が高まっています。我々は金融機関と協働して「経営者保証に関するガイドライン」で求められる三つの要件の適用企業を育成していきたいと考えているのですが、貴協会の取り組みはいかがですか。

山本 当協会では、平成26年に「経営者保証に関するガイドライン」が公表された当初より、その趣旨を尊重した対応に努めているところです。中小企業金融には「情報の非対称性」という問題がある中で、資金調達の円滑化のためには、経営者保証による経営の規律付けや信用補完といった意味が確かにあります。一

■経営サポート会議

事業者・金融機関・保証協会の3者以上が集まり、経営支援の方向性や内容について意見交換する会議。保証協会が事務局となって開催。

■東京信用保証協会による

「経営改善計画策定支援費用補助事業」国が実施している「経営改善計画策定支援事業」または「ポストコロナ持続的発展計画事業」の支援対象者のうち、東京信用保証協会を利用中の事業者を対象に、事業者の自己負担分となる費用の全部または一部を補助する事業。

方で、スタートアップや、経営者による思い切った事業展開を躊躇させている要因になっているという指摘も、また事実だとも思います。経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、税理士法第33条の2による書面添付制度や中小会計要領に裏付けされた信頼性の高い決算書を提供いただけることは、我々にとって大きな支えになると思っています。

鈴木 これまで経営の規律付けを経営者保証に求めてきたわけですが、会計帳簿や決算書の信頼性にもっと注目いただきたいです。

山本 おっしゃる通りで、経営者保証でカバーしていた部分を、書面添付制度などで担保された信頼性の高い財務情報でカバーしていくように変わっていくのが好ましいと感じています。信頼性の高い財務情報は資金調達力の強化につながりますし、経営改善の予兆を見つけやすい手立てとなります。税理士の方々には、MISを通じて、信頼性の高い財務情報をこれまで以上に提供いただきたいと期待しています。

松本 山本理事長の決算書の信頼性等への深いご理解に感銘しました。本日はありがとうございました。

(TKC首都圏統括センター長 角能一徹)

戦略経営者登場

常盤工業 代表取締役社長

常盤折口也

Tetsuya Tokiwa

攻めの営業と「会計」の活用で 堅固な経営基盤を構築する

兵庫県太子町を拠点に管工事を手がける常盤工業は、創業2期目以降黒字決算を継続しており、自己資本比率もこの10年間、毎年30%超を達成するなど安定した経営基盤を築いている。その背景には貪欲に仕事を受注する「攻め」の姿勢と緻密な業績管理があった。

今、筆者の手元に常盤工業の業績資料がある。そこには過去10期分の売上高、有利子負債、自己資本比率などのデータがそれぞれ記されている。

自己資本比率30%超を維持

とりわけ目を引くのが有利子負債と自己資本の推移だ。同社は2013年から20年にかけて借入金を着実に返済しており、特に17年度の有利子負債額は前年度のおよそ30%と大幅に減少。自己資本もこの10年間右肩上がりのペースで伸びており、伸び率が200%を超えた年もある。

コロナ禍の影響で新たに借入れを行ったこともあり、21年以降は有利子負債が増加に転じた。にもかかわらず、自己資本比率は30%台後半〜40%台前半を維持している。客観的に見て、安全性が高いと判断できる「30%」を優に超えていることから、同社がいかに安定した経営基盤を構築しているかがわかる。

「一言で言えば『慎重』なんだと思います。『臆病』とでも言いましょうか。何事もゆとりを持たせておかな



常盤哲也社長

◎プロフィール

ときわ・てつや

兵庫県生まれ。2006年に常盤工業を創業。08年に法人化し代表取締役社長に就任。座右の銘は「命あつての物種」。

株式会社常盤工業

業種 管工事・機械器具設置工事業
創業 2006年
所在地 兵庫県揖保郡太子町馬場 277-3
社員数 7名



いと落ち着かないんです。不測の事態で会社が傾かないためにも、自己資本比率は常に30%台を維持することを目標にしています」

と、常盤哲也社長は謙遜するが、ここまで堅固な財務体質をつくり上げてきたのは、向山信康顧問税理士（兵庫太和税理士法人）によるサポートのもと、緻密な業績管理体制を築きつつ、本業である管工事や機械器具の設置工事を積極的に受注してきたからにはほかならない。

豊富な種類の工事を請け負う

もともと個人事業主として管工事



①社屋 ②溶接工事も手がける ③作業道具は定期的に刷新

をなりわいとしていた常盤社長が法人成りし、常盤工業を創業したのが08年のこと。当時は常盤社長自ら地元の建設会社や設備工事会社を中心に営業攻勢をかけ、地道に仕事を増やしていった。

「配管工事、足場の組み立て・解体など、お願いされた仕事は基本的に“来るものは拒まず”の姿勢で請け負ってきました。今では給水給湯設備、ガス管、浄化槽など、さまざまな設備の設置工事を手がけています」（常盤社長）

作業の遅れを許さない高いプロ意識に加え、元請け業者の細かい要望

につぶさに応える、作業時間の短縮に向けたアイデアを考え、実行する——といったクリエイティブな仕事ぶりが評価され、次第に裁量の大きな工事も任せられるようになった。さらに常盤社長が1級管工事施工管理技士や溶接技能者等の資格を取得したことで、工事のバリエーションも広がっていく。

「ガスタービンや発電機、重油タンクなど取り扱いに注意が必要な設備の工事も請け負うようになり、次第にこれらの設備の溶接作業も任せてもらえるようになりました。溶接の資格を取得したことで、当社ででき

る工事の種類が一気に増えたと感じます」（常盤社長）

溶接工事には繊細な技術力が求められる。特に同社が扱う設備には一歩間違えば事故故につながるものも少なくない。ちよつとしたミスや見落としが命取りになることから、常盤社長は自らの腕前を上げるために寸暇を惜しんでは「鍛錬」を積み重ねた。

常盤社長は言う。

「経験が豊富な職人さんに丁寧に溶接する方法を教わったり、仕事の合間を縫って練習したりしていました。それでも設置前の検査で不具合が見つかり、作業をやり直したことが数えきれないほどあります。こうした失敗にめげず、練習を何度も繰り返してきたので、次第に不具合や作業ミスがなくなりました」

今は溶接の国家資格の取得を目指す若いスタッフもおり、社外の研修を受講し、仕事でも昼休みを返上して練習に励むなど熱心に取り組んでいるようだ。「頼もしいですね」と常盤社長は目を細める。

「付加価値」の提供を目指す

このように不断の努力を重ね、工事技術の底上げを図ってきた常盤社長だが、現状には満足していない。事業のさらなる拡大に並々ならぬ意



◎兵庫太和税理士法人 税理士 向山信康

金融機関も評価する“大胆”で“緻密”な経営

常盤工業さんとの関係は、かれこれ10年ほどになるでしょうか。社長の印象を一言で表すならば、「大胆さと緻密さを兼ねそろえた経営者」です。設備の製造や溶接作業など設置工事の枠を超えた仕事にも貪欲に向き合いつつ、周囲への細かい気配りも欠かさない。身だしなみの意識も高く、作業着は常に新品のようにまっさらでパリッとしている。これは社長だけでなく社員みなさんに共通していることです。常盤工業さんのもとに多くの仕事が舞い込んでいるのは、こうした人柄で顧客との信頼関係を築いてきたからだと思います。

常盤社長の緻密な一面は業績管理にも表れています。『FX2クラウド』をいち早く導入し、日々の取引を社長夫人である初与さんがきっちりと入力。社長は作業現場にいたることが多いので、「スマート業績確認機能」を活用して最新の業績や資金繰りの状況をチェックし、意思決定の参考にされています。

金融機関への情報開示も意欲的です。決算書や試算表などの業績資料を「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)を使って提出。提出先のなかには借り入れのない銀行もありますが、「何かのきっかけになるかもしれない」と社長は前向きです。



左から常盤初与社長夫人、常盤社長、向山信康顧問税理士

このような取り組みが奏功し、先日、メインバンクから経営者保証不要の融資商品の提案を受けました。自社の業績を積極的に開示にする常盤社長の姿勢は、金融機関も高く評価しているようです。

常盤工業さんの経営はまさに「堅実」の極み。常盤社長は今後も会計データをうまく活用しながら、経営のかじ取りを担われることでしょうか。これからの活躍にますます期待がかかります。

(談)◎

欲を持っており、最近では従来の工事や溶接作業で培ってきた技術力を武器に、設備の製造も手がけているようだ。

常盤社長は続ける。

「溶接もできます」「設備の製作も手伝います」といったように、一つの工事現場でさまざまな作業を引き受けられるよう働きかけています。元請け企業さんも複数の業者に発注するより一定の業者に頼んだ方が意思疎通もスムーズで、工事のコストも安くなるなどメリットも多いですからね。長年かけて築き上げてきた元請け企業さんとの信頼関係、さらに社員の能力の高さを評価いただき、最近では複雑で難易度の高い仕事も受注できるようになりました」

まさに「付加価値」の提供である。

「攻守」の絶妙なバランス

その一方で、「管理」を抜かりなく行っているのも常盤工業の特長である。同社では『FX2クラウド』による自計化(会計ソフトを導入して自社で経理業務を行うこと)、月次決算、巡回監査などTKC方式の会計を忠実に実践。さらに常盤社長自ら、日々の業績をスマートフォンでチェックするなど緻密な財務管理に余念がない。

先述したように、同社は有利子負

債を着実に返済しており、自己資本比率も毎期30%超を維持。売上高、限界利益、経常利益も堅調に推移するなど、堅固な財務基盤を確立している。これにより貸金を定期的に引き上げる、賞与を年2回支給するなど社員の待遇アップを実現。さらに、福利厚生制度の充実や品質の高い作業器具をそろえるなど人材育成や設備投資も積極的だ。

こうした意思決定を後押ししているのがほかでもない、「会計」である。常盤社長は最新の実績や今後の予測データをもとに資金の使い道とそのタイミングを判断している。

「社員の資格取得費用を会社が負担する、定期的に作業道具を刷新するなど、社員のスキルやモチベーションアップを後押しするために資金を使っていきたいと考えています。最近では物価や燃料費が上がっているため、最適なタイミングで投資できるように業績の推移を常に注視しています」(常盤社長)

不断に技術を磨き、多くの仕事を受注する「攻め」の姿勢。緻密な会計を実践し堅固な財務基盤を築く「守り」の姿勢。常盤工業が健全かつ堅実な経営を成し遂げている秘けつは、この「攻守」のバランスの良さにある。

◎

金融機関向けアンケート結果のご報告

本年2月「TKCモニタリング情報サービス通信」および「TKCモニタリング情報サービス(MIS)」に関するアンケートを実施し、281金融機関にご回答いただきました。ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

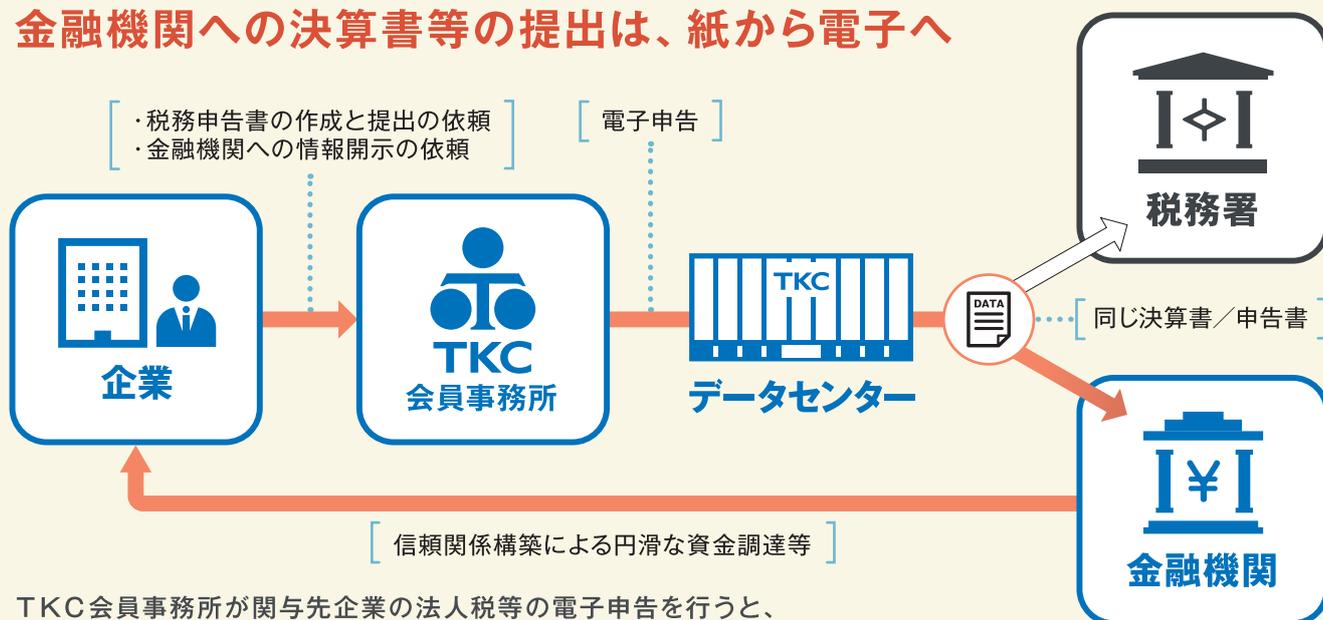
アンケート結果として、次頁以降で会報『TKC』(2023年5月号)に掲載した記事を転載します。次の5項目に注目した内容となっていますので、ぜひご確認ください。

1. 本年(令和5年)、取引先の支援で特に注力したいテーマ
2. MISで提供を希望するオプション帳表
3. 書面添付の活用状況
4. 月次試算表の希望する提供頻度
5. MISの運用体制



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

●お問い合わせ先

株式会社 **TKC** SCG営業本部 FinTech推進部 E-mail : fintech.banks@tkc.co.jp

MISの「オプション帳表」と「月次試算表提供サービス」のより一層の活用を！

——いま一度、MISの利用申込内容をご確認ください

株式会社TKC SCG営業本部 FinTech推進部

TKCは「TKCモニタリング情報サービス」(以下MIS)のさらなる活用、また地域会(支部)と地域金融機関との連携強化を目的として、昨年引き続きMIS採用金融機関(482機関)へのアンケートを実施しました。アンケート対象は『TKCモニタリング情報サービス通信』(※)をお送りしている金融機関です。

※TKCが発刊する金融機関・官公庁向けの隔月刊誌です。MISの活用事例を中心に、金融機関の皆様にご覧いただきたい記事を紹介しています。
<https://www.tkc.jp/tx/bank/magazine/>

1. アンケート概要

- (1)実施期間…令和5年2月1日～28日
- (2)回答金融機関…281金融機関(回答率58・3%)

【内訳】

- ①政府系・都銀・地銀 55金融機関
- ②信用金庫 168金融機関
- ③信用組合 42金融機関
- ④保証協会・その他 16金融機関

2. アンケート結果

本稿では、次の五つのアンケート結果

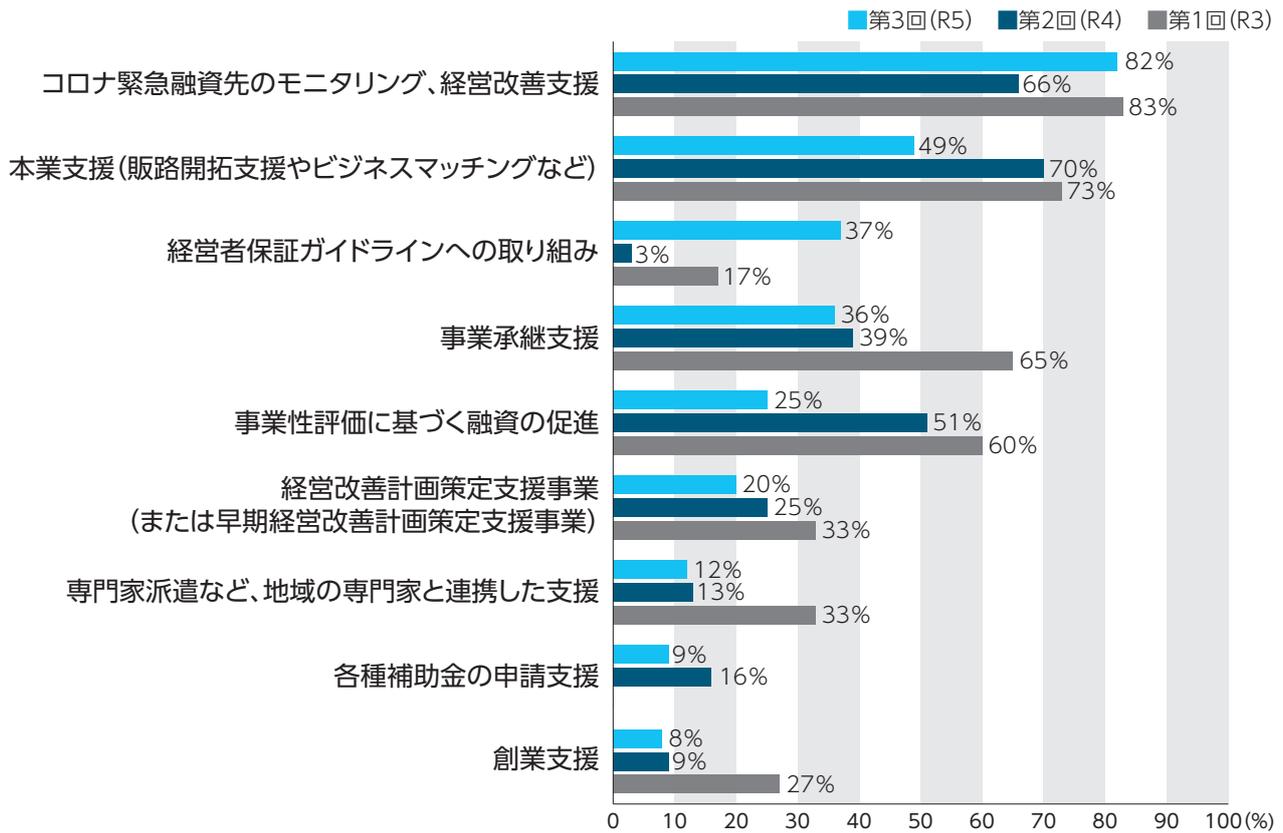
(項目)を抜粋してご紹介します。

■項目1…本年(令和5年)、取引先の支援で特に注力したいテーマ(図表1)

全体の82%にあたる239機関が「コロナ緊急融資先のモニタリング、経営改善支援」と回答しました。コロナ禍で売上が減少した中小企業の資金繰りを支援するゼロゼロ融資は、本年夏頃から返済が本格化します。原材料高騰による物価高も影響し、金融機関はより一層、融資先に対してモニタリングを強化しなければならぬことがうかがえます。

また「経営者保証ガイドラインへの取り組み」との回答が昨年と比較して34%増加しています。4月1日から、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正の適用が開始されています。「経営者保証ガイドライン」が経営者(保証人)へ求める3要件には「TKC方式の自計化」をはじめ「書面添付」や「中小会計要領チェックリスト」、MISの「月次試算表提供サービス」による適時適切な情報開示で対応ください(資料)。加えてMISで金融機関に提供するオプション帳表のご確認もお願いいたします。

■ 図表1 本年(令和5年)、取引先の支援で特に注力したいテーマ(3年比較) ※3つ選択可



■ 資料

地域中小企業の健全な成長・発展に向けて 経営者保証ガイドライン3要件へ対応できる TKC会員事務所が行う業務のご紹介



経営者保証ガイドライン3要件 (主たる債務者および保証人向け)

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保



TKC会員事務所が行う業務

- ① 税理士法33条の2に基づく添付書面
- ② 中小会計要領チェックリスト
- ① 財務経営力の強化支援(自計化・経営助言)
- ② 経営改善計画策定支援(ポストコロ・405)
- ① 決算書・試算表等の定期的な提供
- ② 決算書・試算表等のデジタル送付(TKCモニタリング情報サービス)



金融庁による監督指針改正への対応に、TKC会員事務所がご協力できます!

ります。この現状は、「特に活用していない」の回答率がいまだ32%を占める点にもつながります。書面添付を作成していても、MISのオプション帳表として利用申込をしていない関与先はないでしょうか。いま一度ご確認ください。

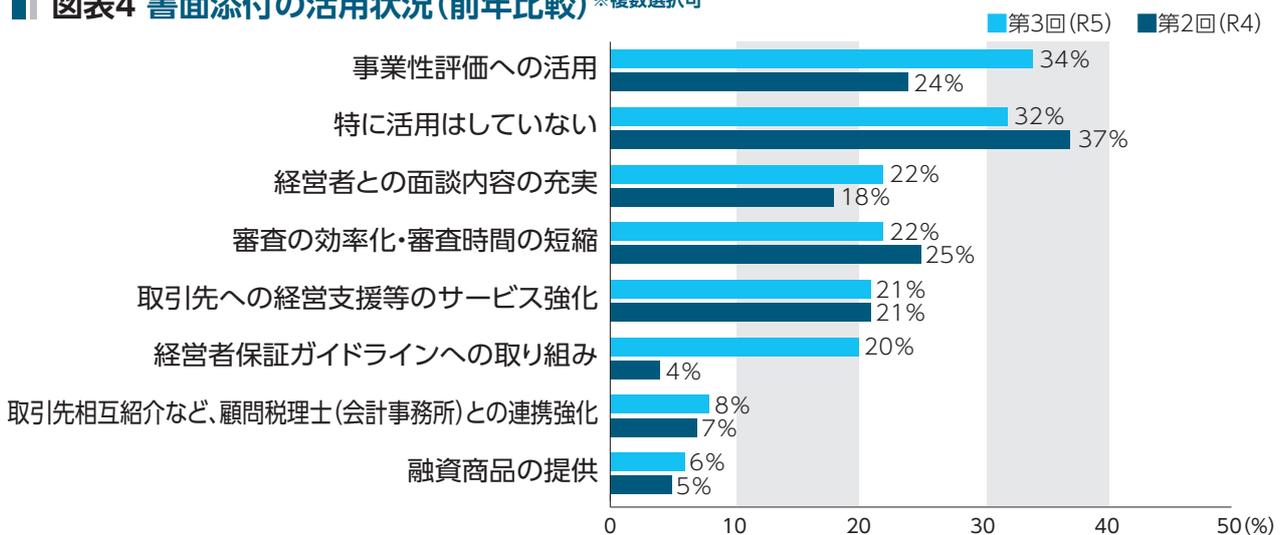
■項目4…月次試算表の希望する提供頻度 (図表5)

特筆すべきは、アンケートにご協力いただいたすべての金融機関が「月次試算表の提供を希望している」ことです。BS11特別番組「ドキュメント戦略経営者——未来を切り拓く経営者と税理士の挑戦」でも紹介されている通り、金融機関は試算表の提供を高く評価しています。希望する提供頻度は実に70%が「月次での提供」と回答されていますが、アンケートには次のような意見も記載されています。

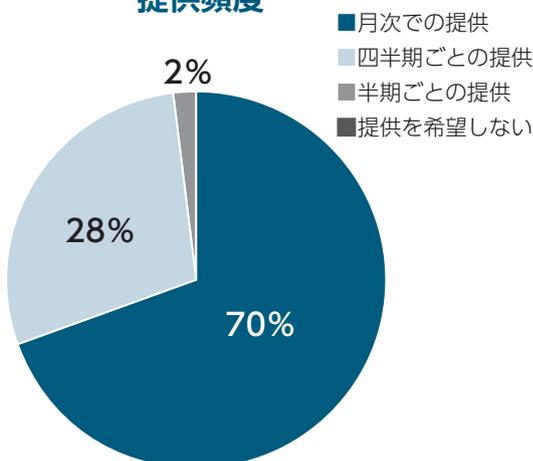
①実務上、融資量や業況等により、月次試算表の提供希望頻度は取引先様ごとに異なります。

②業況の概要確認だけでしたら四半期でも良いのですが、資金繰りを把握するには月次での提供が必要です。試算

■ 図表4 書面添付の活用状況(前年比較) ※複数選択可



■ 図表5 月次試算表の希望する提供頻度

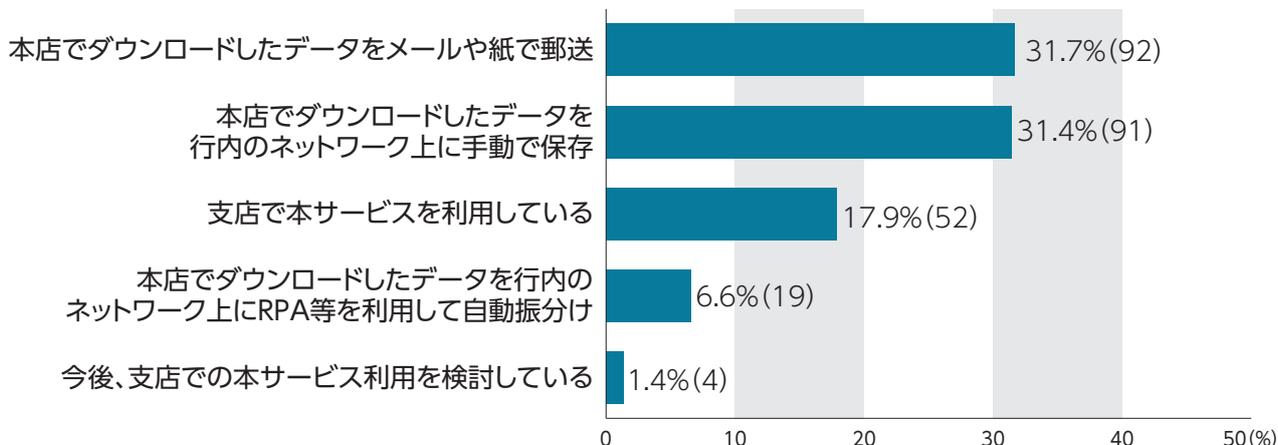


表はあくまで「試算」として拝見していただきますので、細部の正確性は不要です。いま一度、MIS「月次試算表提供サービス」における提供頻度をご確認ください(図表3④)。

■項目5…MISの運用体制 (次頁図表6)
最後に、MISで届けられるデータが金融機関内でどのように共有され、活用されているかを確認します。

アンケート結果では、「MISを本店のみで利用し、支店には決算書等を手動やRPA等で振り分けている」という運用

■ 図表6 MISの運用体制※複数選択可



体制が、回答金融機関の70%を占めます。

この結果を踏まえ、当部では次の2点を目的とし、MISを支店でも運用いただけるよう紹介活動を強化します。

①金融機関内の業務効率化を図っていた
 ため

②「書面添付」など定性的な情報を活用
 いただくため

より多くの支店担当者が会員先生方の
 関与先支援について理解を深め、連携強
 化につなげていただけるよう、引き続き
 活動してまいります。

3. MISに関するご意見、ご要望 (主なアンケート回答)

(1)対面に比べタイムリーな業況把握が可
 能であり、引き続き利用の拡大ができる
 ように行内の一層の周知を図ってまいり
 ます。(地銀)

(2)面談前にデータで受領することにより、
 面談時の内容が充実しています。短期継続
 融資に取り組んでいる先に対する定期的
 なモニタリングに活用しています。(地銀)

(3)当サービスは、お取引先と定期的に接
 点を持つための対話ツールとして有用で
 す。(地銀)

(4)税理士法第33条の2第1項に規定する
 添付書面により、決算内容の変動要因を
 把握できた。(地銀)

(5)中小会計要領チェックリストについて
 は、中小企業会計に準拠しているかの判
 断に利用しており、信用保証協会の保証料
 の割引等に利用しています。(信用金庫)

(6)「ゼロゼロ融資」先においては、半年
 に一度「業況報告書」を作成して保証協会
 へ報告することになっています。当サー
 ビスで決算書が即時に送られてくるので、
 すぐに対応することが出来ました。また、
 月次試算表を作成している企業では月別
 の売り上げも把握でき、「業況報告書」の
 作成が容易になっています。(信用金庫)

(7)取引先状況把握が容易になり与信判断
 が大幅に短縮しています。また、決算書
 については、書面添付の記載内容に注力
 するよう本部として指導しているところ
 です。(信用金庫)

(8)審査の際のエビデンスとして書面添付
 を活用しています。記載されている売上
 高等の増減理由を確認し、これを切り口
 にして経営者様から詳しくお話を伺って
 います。(信用金庫)

(9)信頼性の高い決算書等データをタイム
 リーに入手できるようになり、顧客との

コミュニケーション強化や事業理解（事業性評価）に大変役立っています。（信用組合）

(10)「経営者保証に関するガイドライン」の適用要件の把握に活用している。（信用組合）
 (11)TKC会員と連携し、提供される企業者数が大幅に増加したことで、有効的な活用ができています。（保証協会）

4. 小委員長からのコメント

TKC全国会中小企業支援委員会

金融機関等関連小委員長
湯川直樹会員

今回のアンケート結果では、「書面添付」への理解が徐々に浸透している点に注目しました。本年4月以降の「経営者保証ガイドライン」への対応に、書面添付制度を活用すると回答した金融機関が増えています。金融庁による監督指針等の一部改正を受け、中小企業支援委員会では全国の覚書締結金融機関との面談を重ねています。金融機関からは、「経営者保証ガイドライン」への対応に、TKC会員事務所が月次巡回監査をベースとして作成した「書面添付」の有用性に高い評価をいただいています。一方で、MIS

によって「決算書」の提供がなされた事実には認識いただいています。金融機関担当者が活用できる書面添付をはじめとした各種オプション帳表への認識は課題といえます。ぜひ、多くの会員事務所で金融機関のニーズに沿ったオプション帳表を選択し、「情報の非対称性の解消」を図るサービスとしてMISを活用ください。今後も中小企業支援委員会ではTKC会員事務所の業務内容を金融機関にお伝えし、さらなる連携強化を図ってまいります。引き続き、委員会活動にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

TKC全国会システム委員会

TKCモニタリング情報サービス小委員長
角谷雅子会員

MIS採用金融機関へのアンケートは、今年で3回目です。今回は280を超える金融機関からご回答いただき、過去最高の回答数となりました。これは、全国のTKC会員先方が覚書締結金融機関との連携を深め、MISが高く評価されている証拠です。この場をお借りし、心より御礼申し上げます。

さて、今回のアンケートで特に注目した点は、MIS「月次試算表提供サービ

ス」に対する以下のご意見です。

- ① 回答いただいた全ての金融機関が「提供を希望」しています。
- ② 金融機関が試算表を確認したい頻度は、企業の融資額や業況などにより異なります。

令和5年3月末時点、MIS「決算書等提供サービス」の利用件数に占める「月次試算表提供サービス」の利用件数割合は、約15%です。TKC会員事務所にとって、月次試算表の提供は、関与先企業のために取り組む活動です。月次巡回監査を経て出来上がった数値をMISで届けることで、金融機関は企業の業況を正確に把握できます。その結果として、関与先企業の資金調達力の向上につながります。ぜひ、関与先企業ごとに「月次試算表提供サービス」の新規利用、提供頻度の再確認をお願いいたします。今後もTKCモニタリング情報サービス小委員会では、金融機関の皆さまにMISを有効活用いただけるよう取り組みます。

TKC会員事務所と地域金融機関による連携をさらに強化するため、TKCはMISの普及および情報発信に引き続き、全力を尽くしてまいります。

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和5年4月30日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
政府系金融機関					
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	48,673	4,306	
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	7,712	2,020	
都市銀行					
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	5,087	906	
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,506	548	
3 みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	3,121	422	
4 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,057	388	
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,147	365	
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)					
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	4,398	1,175	
2 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,333	329	
3 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	3,323	572	
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,070	610	
5 中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,977	476	
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,863	439	
7 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,825	451	
8 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,815	323	
9 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,501	334	
10 京都銀行	京都府	平成30年 7月	2,444	361	
11 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,342	396	
12 第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,269	440	
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,219	281	
14 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,183	391	
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	2,060	318	
16 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	2,023	309	
17 北國銀行	石川県	平成28年11月	1,974	304	
18 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,907	300	
19 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,905	322	
20 名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,891	237	
21 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,807	163	
22 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,803	257	
23 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,766	439	
24 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,700	259	
25 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,693	263	
26 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,686	237	
27 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,604	194	
28 千葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,595	261	
29 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,575	163	
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,484	151	
31 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,462	538	
32 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,447	232	
33 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,416	249	
34 愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,404	219	
35 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,386	172	
36 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,373	191	
37 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,359	217	
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,278	94	
39 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,260	136	
40 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,233	179	
41 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,229	129	
42 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,222	202	
43 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,181	152	
44 十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,177	122	
45 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,163	137	
46 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,158	201	
47 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,146	162	
48 山梨中央銀行	山梨県	平成29年 2月	1,102	215	
49 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	1,094	118	
50 大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,092	219	
上記以外の地銀・第二地銀			計	32,005	5,398

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
信用金庫(上位30庫)					
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,505	666	
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	2,034	336	
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,950	440	
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,864	285	
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,510	566	
6 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,454	237	
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,309	213	
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,270	118	
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,239	143	
10 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,202	168	
11 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,202	93	
12 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,185	444	
13 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,141	108	
14 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	1,121	185	
15 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	1,089	119	
16 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,067	74	
17 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	1,045	132	
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	1,025	177	
19 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,008	71	
20 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,007	92	
21 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	986	216	
22 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	925	76	
23 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	921	171	
24 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	916	82	
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	857	142	
26 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	842	68	
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	801	155	
28 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	771	103	
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	768	97	
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	762	92	
上記以外の信用金庫			計	47,453	8,465

信用組合(上位5組合)					
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	923	312	
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	701	83	
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	412	28	
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	363	69	
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	351	66	
上記以外の信用組合			計	6,827	1,300

信用保証協会(上位5協会)					
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	3,001	196	
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,240	335	
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,008	744	
4 東京信用保証協会	東京都	令和 4年 4月	1,673	311	
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,393	141	
上記以外の信用保証協会			計	13,720	2,873

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	83,878	9,858
2 地銀・第二地銀	99	98	125,222	20,037
3 信用金庫	254	247	83,229	14,334
4 信用組合	130	73	9,577	1,858
5 信用保証協会	51	39	24,035	4,600
6 その他	-	15	377	108
合計	544	482	326,318	50,795

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(482機関)

令和5年4月30日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
十勝清水町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北部銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫

郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しなのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭信信用金庫
山梨中央信用組合
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫

東信信用組合
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勤業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川信用保証協会
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興業信用組合
いはばたき信用組合
協栄信用組合
三條信用組合
巻信用組合
新潟大栄信用組合
塩沢信用組合
魚川川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用農業協同組合連合会
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫

上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナン農業協同組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫

大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
肥後銀行
おやかま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行

高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎二愛信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.57

発行日 令和5年5月30日

発行所 株式会社TKC SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 酒井・中村・井上・東城